

# 東京都公報

発行  
東京都

## 目次

- 平成三十一年度分の固定資産税に係る帳簿の縦覧  
……………(主税局資産税部固定資産評価課)……………一
- 都市計画事業の認可(二件)……………  
……………(都市整備局都市づくり政策部緑地景観課)……………二
- 宅地建物取引業法による行政処分についての公開の聴聞……………(都市整備局住宅政策推進部不動産課)……………二
- 建築基準法による一団地の区域……………  
……………(都市整備局市街地建築部建築指導課)……………二
- 鳥獣捕獲等事業の認定……………(環境局自然環境部計画課)……………二
- 都道の区域変更(四件)……………  
……………(建設局道路管理部路政課)……………三
- 不在者投票管理者を置く施設の指定取消し……………九
- 東京都の区域におけるコイの放流、持ち出し等の制限……………九
- 平成三十一年度第五種共同漁業の増殖方法等……………九
- 東京都地下高速電車連絡運輸規程の一部を改正する規程……………二

## 公 告

- 認定特定非営利活動法人の代表者の氏名の変更の届出……………(生活文化局都民生活部管理法人課)……………五
- 平成三十一年二級建築士試験及び木造建築士試験の実施……………(都市整備局市街地建築部建築企画課)……………五
- 建設業者に関する公告……………  
……………(都市整備局市街地建築部建設業課)……………七
- 開発行為に関する工事完了……………  
……………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)……………七

## 告 示

### ●東京都告示第二百九十四号

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第四百十六條第一項の規定により、平成三十一年度分の固定資産税に係る帳簿を、次のとおり当該固定資産の所在する区を所管する都税事務所において納税者の縦覧に供する。

平成三十一年三月十一日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 縦覧に供する帳簿の名称
  - (一) 土地価格等縦覧帳簿
  - (二) 家屋価格等縦覧帳簿
- 二 縦覧期間
  - 平成三十一年四月一日から同年七月一日まで。ただし、日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く。
- 三 縦覧時間
  - 午前九時から午後五時まで
- 四 縦覧場所
  - 東京都千代田都税事務所 千代田区内神田二丁目一番

同	中央都税事務所	十二号
同	港都税事務所	中央区入船一丁目八番二号
同	新宿都税事務所	港区麻布台三丁目五番六号
同	文京都税事務所	新宿区西新宿七丁目五番八号
同	台東都税事務所	文京区春日一丁目十六番二十一号
同	墨田都税事務所	台東区雷門一丁目六番一号
同	江東都税事務所	墨田区業平一丁目七番四号
同	品川都税事務所	江東区大島三丁目一番三号
同	目黒都税事務所	品川区広町二丁目一番三十六号
同	大田都税事務所	目黒区上目黒二丁目十九番十五号
同	世田谷都税事務所	大田区西蒲田七丁目十一番一号
同	渋谷都税事務所	世田谷区若林四丁目二十二番十三号
同	中野都税事務所	渋谷区恵比寿四丁目二十番三号 恵比寿ガーデンプレイスタワー七階
同	杉並都税事務所	中野区中野四丁目六番十五号
同	豊島都税事務所	杉並区成田東五丁目三十九番十一号
同	北都税事務所	豊島区西池袋一丁目十七番一号
同	荒川都税事務所	北区中十条一丁目七番八号
同	板橋都税事務所	荒川区西日暮里二丁目二十五番一―一六〇―一号
同		板橋区大山東町四十四番八号

同 練馬都税事務所 練馬区豊玉北六丁目十三番十号

同 足立都税事務所 足立区西新井栄町二丁目八番十五号

同 葛飾都税事務所 葛飾区立石五丁目十三番一十号

同 江戸川都税事務所 江戸川区中央四丁目二十四番十九号

●東京都告示第二百九十五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定に基づき東京都都市計画公園事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

平成三十一年三月十一日

東京都知事 小池百合子

一 施行者の名称 墨田区

二 都市計画事業の種類及び名称 東京都都市計画公園事業第七・八・十 六号隅田川公園

三 事業施行期間 平成三十一年三月十一日から平成三十二年三月三十一日まで

四 事業地 収用の部分

なし

使用の部分

墨田区向島一丁目地内

●東京都告示第二百九十六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定に基づき東京都都市計画公園事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

平成三十一年三月十一日

東京都知事 小池百合子

一 施行者の名称 杉並区

二 都市計画事業の種類及び名称 東京都都市計画公園事業第三・三・七 十四号馬橋公園

三 事業施行期間 平成三十一年三月十一日から平成三十七年三月三十一日まで

四 事業地 収用の部分

杉並区高円寺北四丁目地内

使用の部分

なし

●東京都告示第二百九十七号

一 宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第百七十六号)の規定による行政処分について、同法第六十九条第一項及び同条第二項において準用する同法第十六条の十五第五項の規定により、公開の聴聞を次のとおり行う。

平成三十一年三月十一日

東京都知事 小池百合子

一 日時 平成三十一年三月二十日 午前十時三十分

二 場所 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都都市整備局住宅政策推進部聴聞室

三 被聴聞者

(一) 商号 GM住販株式会社

(二) 代表者氏名 代表取締役 金山 延弘

(三) 主たる事務所の所在地 目黒区目黒一丁目四番十六号目黒Gビル八階

(四) 免許証番号 東京都知事(2)第九三〇一二号

(五) 免許年月日 平成二十八年五月二十日

●東京都告示第二百九十八号

建築基準法(昭和二十五年法律第百一十号)第八十六条の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

平成三十一年三月十一日

東京都知事 小池百合子

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番 認定年月日

大田区蒲田本町一丁目四番二十一、平成三十一年二月十九日

同番三十一、同番三十三、同番三十四、同番三十五

四、同番三十八及び同番五十

二 認定計画書の縦覧場所

東京都都市整備局市街地建築部建築指導課(東京都庁第二本庁舎三階中央)

●東京都告示第二百九十九号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第十八条の二に規定する鳥獣捕獲等事業の認定をしたので、同法第十八条の五第二項の規定に基づき、当該認定を受けた鳥獣捕獲等事業者(以下「認定鳥獣捕獲等事業者」という。)について次のとおり告示する。

平成三十一年三月十一日

東京都知事 小池百合子

一 認定鳥獣捕獲等事業者の名称

株式会社ハウンド

二 認定鳥獣捕獲等事業者の住所

別図

都道赤坂杉並線区域変更略図

世田谷区大原一丁目、杉並区和泉二丁目

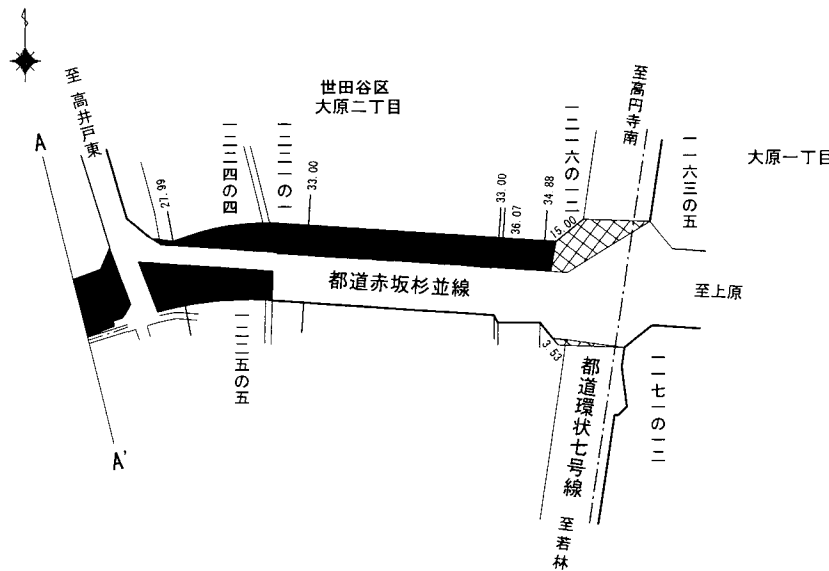
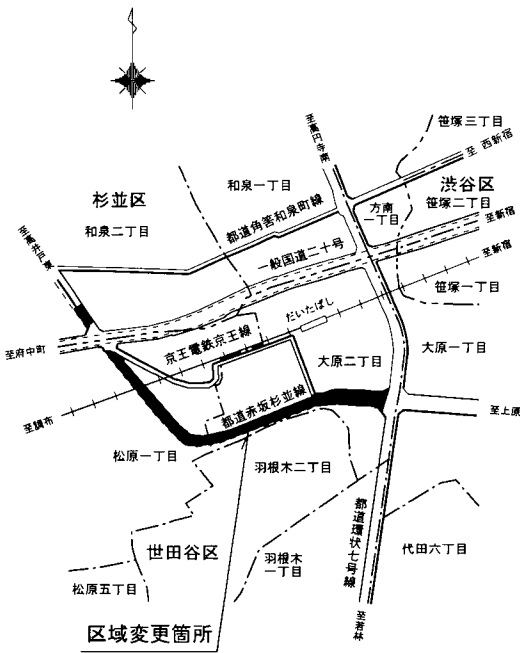
●東京都告示第三百号  
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項

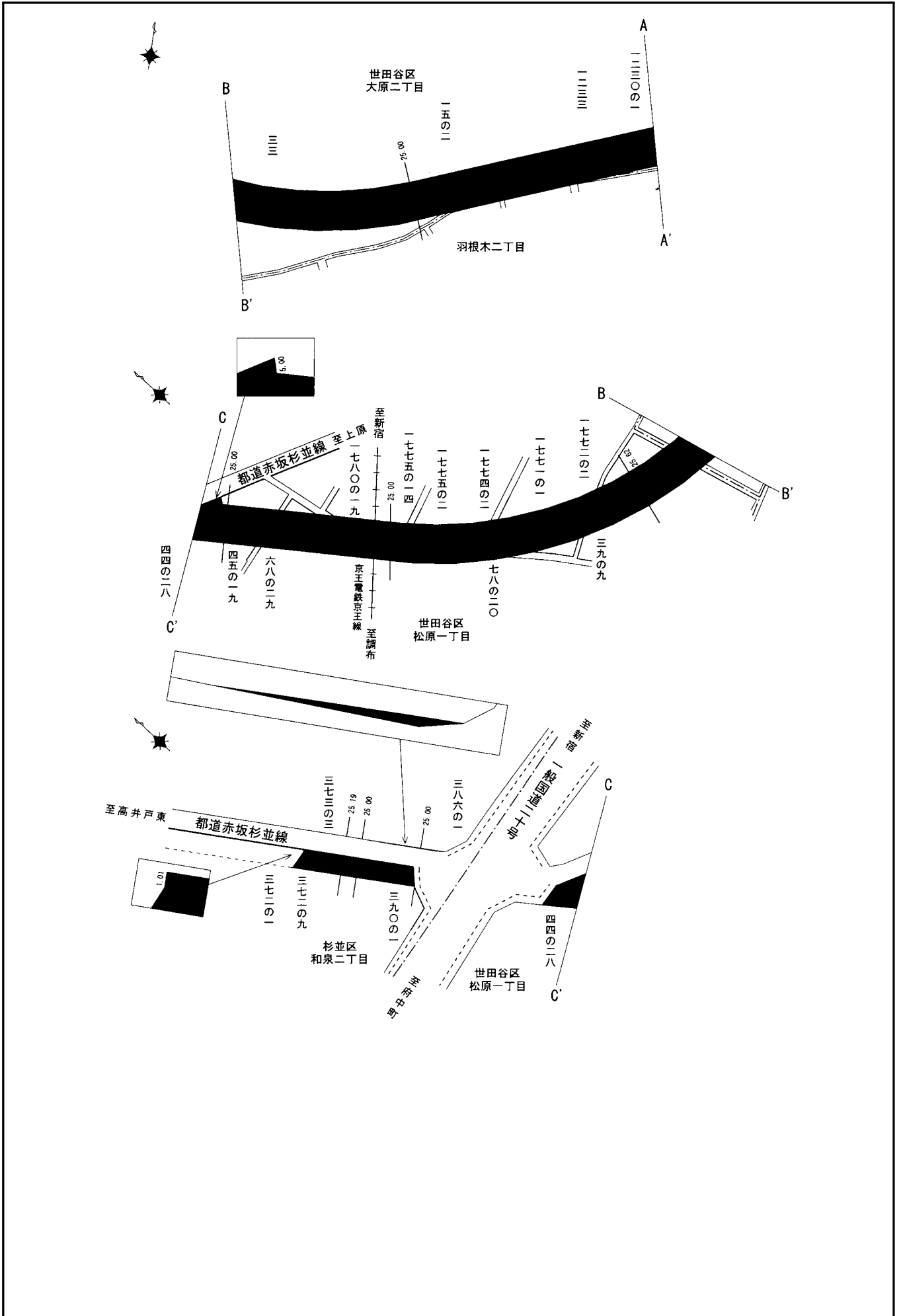
三 青梅市成木四丁目八百七十一番地  
 認定鳥獣捕獲等事業者の代表者の氏名  
 代表取締役 加藤 康久

の規定により、都道の区域を次のように変更する。  
 その関係図面は、平成三十一年三月十一日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。  
 平成三十一年三月十一日  
 東京都知事 小池 百合子

一 路線名 赤坂杉並  
 二 変更の区間 世田谷区大原一丁目千六百六十三番五地先から杉並区和泉二丁目三百七十二番一地先まで  
 三 変更の概要 別図表示のとおり

- 一般国道
- 都道
- 特別区道
- 編入区域
- 延長 九三・四・六一メートル
- 面積 二〇、〇八六・九四平方メートル
- 重用編入区域
- (都道環状七号線との重用編入)
- 延長 四一・七三メートル
- 面積 五一六・二七平方メートル
- 計画線

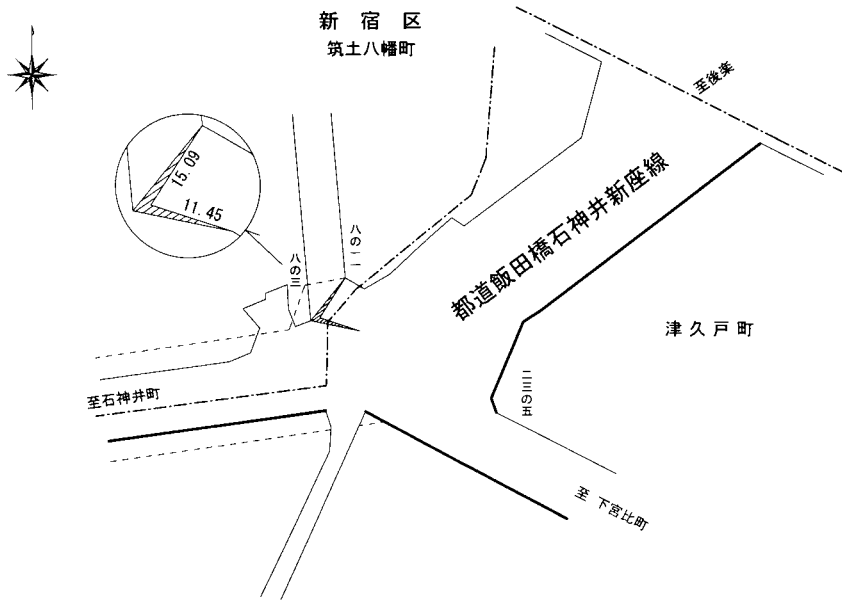
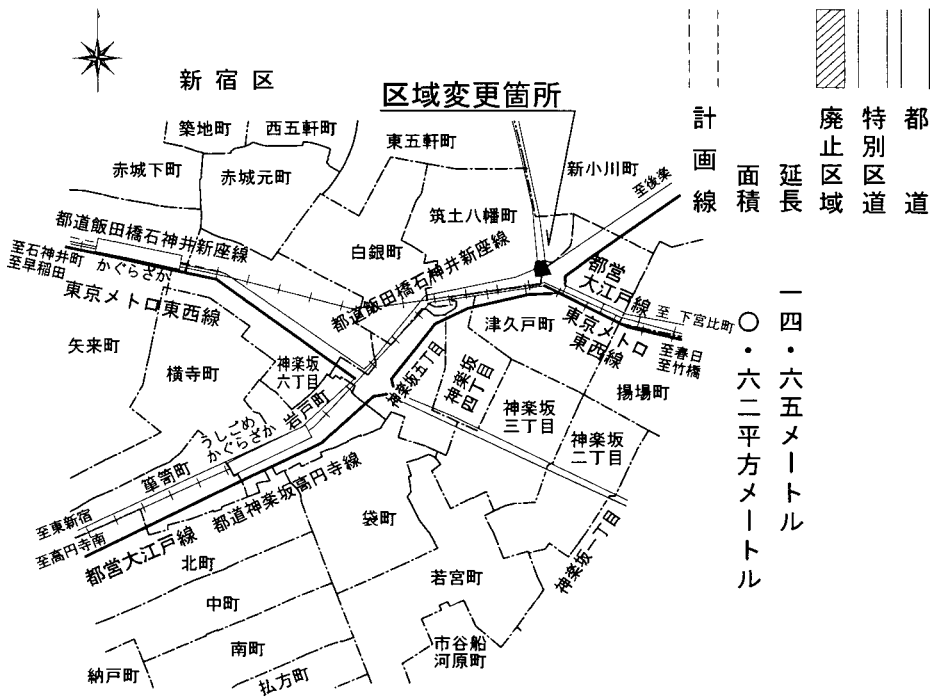




別 図

都道飯田橋石神井新座線区域変更略図  
新宿区筑土八幡町地内

●東京都告示第三百一号  
道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項  
の規定により、都道の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、平成三十一年三月十一日から起算して



二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供す。  
平成三十一年三月十一日  
東京都知事 小池百合子  
一 路線名 飯田橋石神井新座

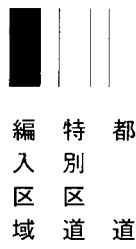
二 変更の区間 新宿区筑土八幡町八番十一地先から同所同番三地先まで  
三 変更の概要 別図表示のとおり

●東京都告示第三百二号  
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。  
 その関係図面は、平成三十一年三月十一日から起算して

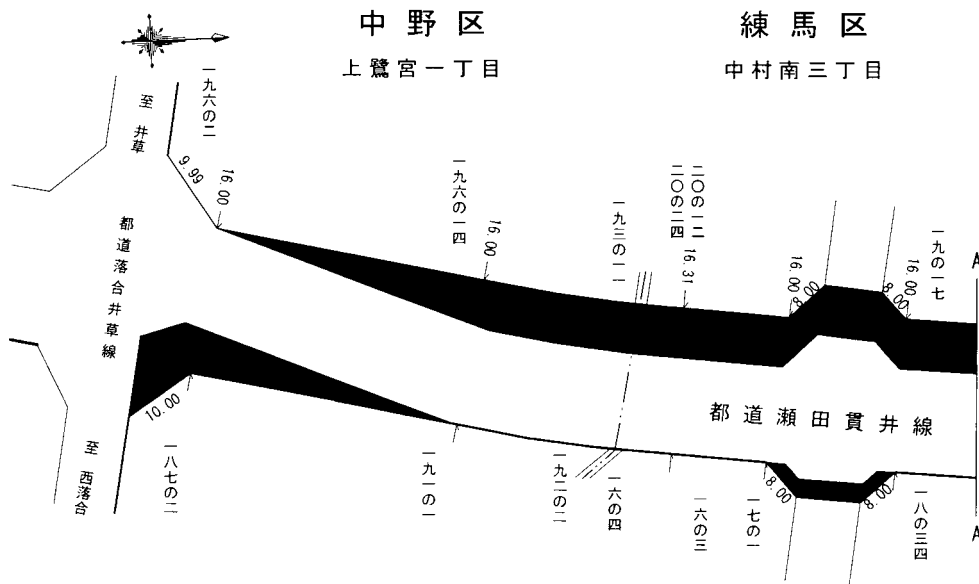
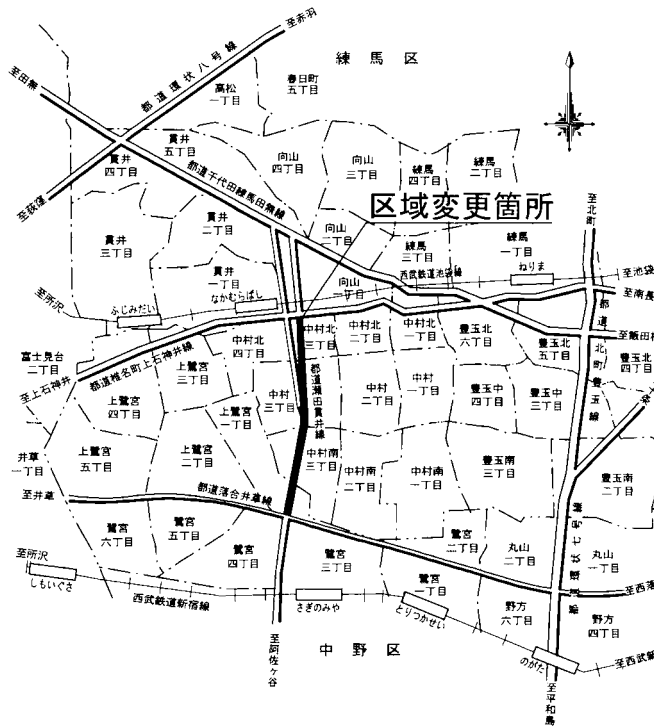
別図

都道瀬田貫井線区域変更略図

中野区上鷺宮一丁目～練馬区中村北三丁目

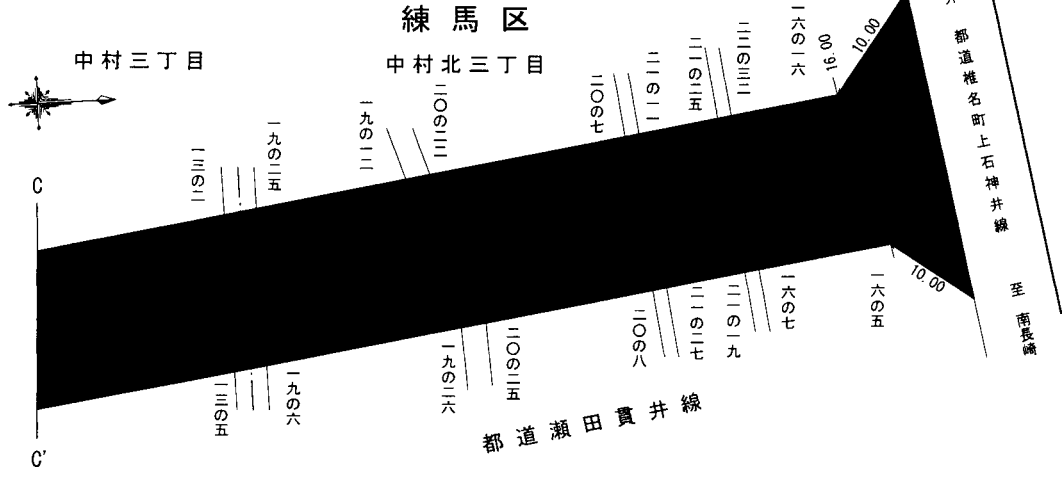
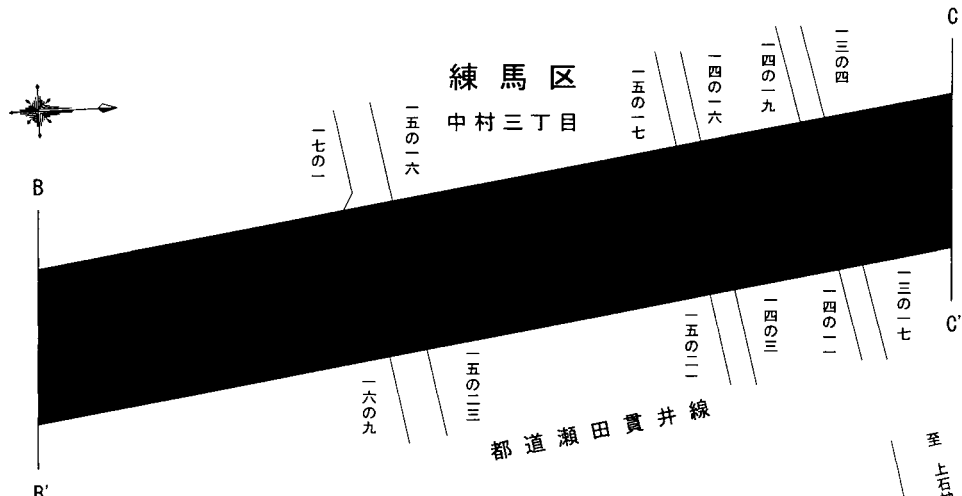
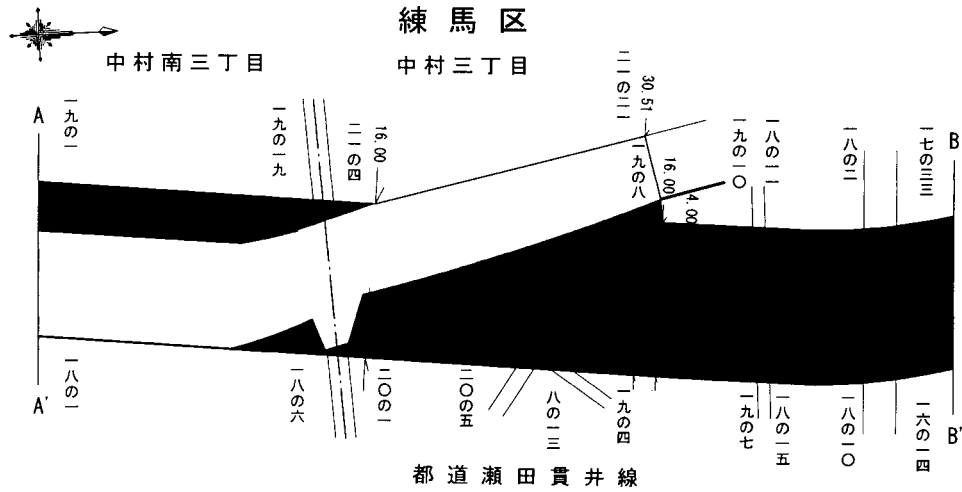


延長 一、一〇〇・三八メートル  
 面積 一一、二七九・八五平方メートル



二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。  
 平成三十一年三月十一日  
 東京都知事 小池 百合子  
 一 路線名 瀬田貫井

二 変更の区間 中野区上鷺宮一丁目百八十七番二地内から練馬区中村北三丁目十六番五地内まで  
 三 変更の概要 別図表示のとおり



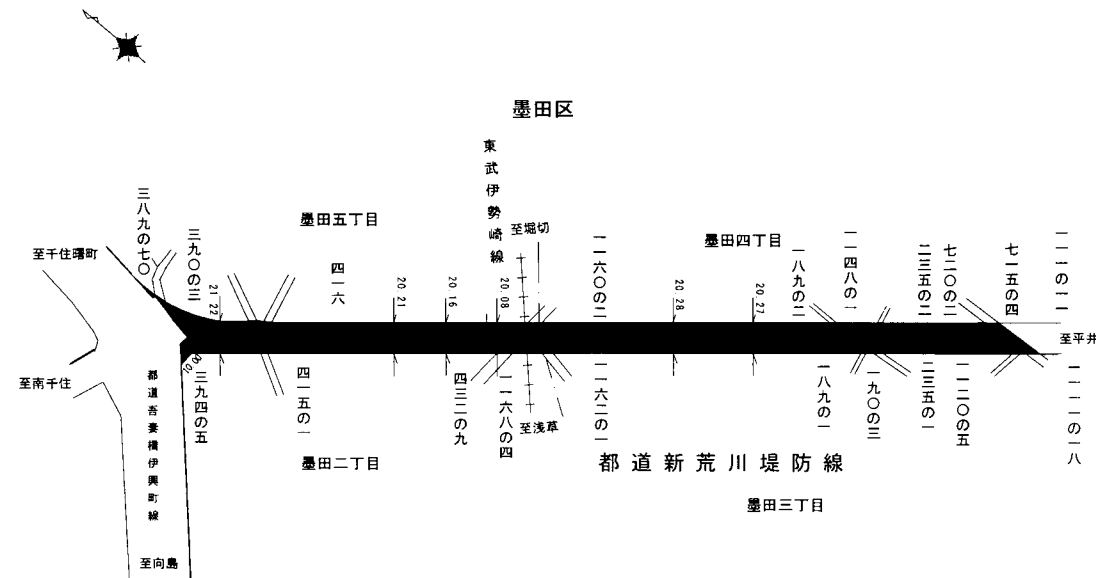
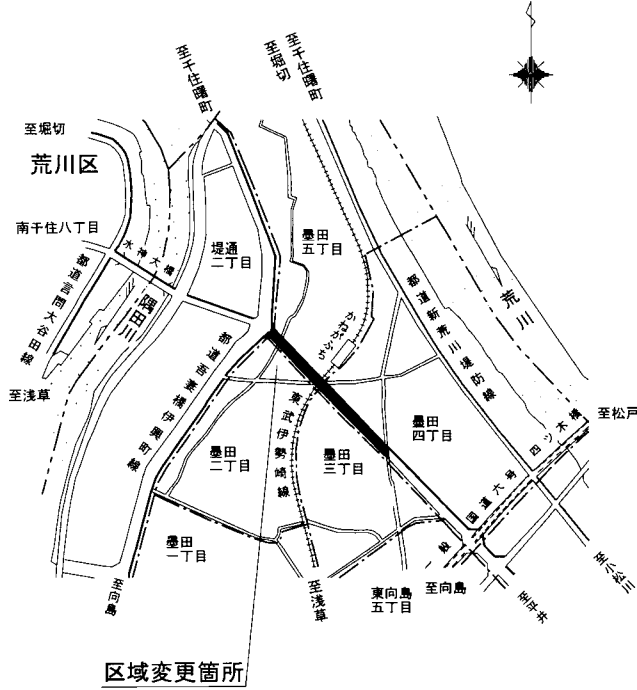
●東京都告示第百三十三号  
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。  
 その関係図面は、平成三十一年三月十一日から起算して

別図

都道新荒川堤防線区域変更略図  
 墨田区墨田五丁目、墨田三丁目

一般国道  
 都道  
 特別区道  
 編入区域  
 延長  
 面積

五八九・八一メートル  
 一一、二八八・八七平方メートル



二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。  
 平成三十一年三月十一日  
 東京都知事 小池 百合子  
 一 路線名 新荒川堤防

二 変更の区間 墨田区墨田五丁目三百八十九番七十地内から同区墨田三丁目千百十一番十八地先まで  
 三 変更の概要 別図表示のとおり



告 示 (選)

●東京都選挙管理委員会告示第二十九号

公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第十五条第二項及び第四項第二号(地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)及び漁業法施行令(昭和二十五年政令第三十号)において準用する場合並びに最高裁判所裁判官国民審査法施行令(昭和二十三年政令第二百二十二号)においてその例によることとされる場合を含む。)の規定に基づき、不在者投票を行うことができる施設として指定した次の施設につき、その指定を取り消した。

平成三十一年三月十一日

東京都選挙管理委員会

施設 の 名 称 所 在 地

介護専用型有料老人ホーム 葛飾区奥戸九丁目十六番二号  
△SILVER SUPPORT  
△スモス

告 示 (内水漁管)

●東京都内水面漁場管理委員会指示第一号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第六十七条第一項及び第三百三十条第四項の規定に基づき、東京都の区域におけるコイ(マゴイ及びニシキゴイをいう。以下同じ。)の放流、持ち出し等について、次のとおり制限する。ただし、採捕したコイをその場で放流する場合を除く。

平成三十一年三月十一日

東京都内水面漁場管理委員会

会長 安 永 勝 昭

(放流の制限)

一 東京都の区域の公共の用に供する水面及びこれと接続して一体を成す水面においては、公的研究機関が試験研究のために行う場合を除き、コイの放流を行ってはならない。

(持ち出しの禁止)

二 東京都の区域の公共の用に供する水面及びこれと接続して一体を成す水面においては、その水系からコイを持ち出してはならない。ただし、東京都内水面漁場管理委員会が承認する場合、東京都が疾病のための検査を行う場合及び焼却・埋却等処分を行う場合については、この限りではない。

(遺棄の禁止)

三 生死を問わず、東京都の区域の公共の用に供する水面及びこれと接続して一体を成す水面にコイを遺棄してはならない。

(有効期間)

四 この指示の有効期間は、平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日までとする。

●東京都内水面漁場管理委員会指示第二号

平成三十一年度における第五種共同漁業に係る増殖方法及び増殖すべき量等について、漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第六十七条第一項及び第三百三十条第四項の規定に基づき、次のとおり指示する。

平成三十一年三月十一日

東京都内水面漁場管理委員会

会長 安 永 勝 昭

漁業種別の住所及び名称	免許番号	魚種	放流量	一尾当たりの重量	産卵場造成	備考
青梅市御岳二丁目 333番地 奥多摩漁業協同組合	内共第1号	あゆ	1,750 kg	1~15 g	13箇所	
		にじます	7,670 kg	100 g	(1箇所10㎡以上)	
		やまめ	3,965 kg	100 g		
西多摩郡奥多摩町 米川11793番地 米川漁業協同組合	内共第1号	いわな	115 kg	100 g		
		うなぎ	10,000 粒			
		いな	25 kg	50 g		
青梅市御岳二丁目 333番地 奥多摩漁業協同組合	内共第4号	あゆ	10 kg	15 g		
		にじます	250 kg	100 g		
		やまめ	200 kg	100 g		
あきる野市養沢 1311番地 秋川漁業協同組合	内共第2号	あゆ	1,000 kg	30~50 g	(1箇所10㎡以上)	
		にじます	3,050 kg	1~7 g		
		やまめ	7,200 kg	90 g		
府中市府中町二丁目 25番地 多摩川漁業協同組合	内共第3号	あゆ	320 kg	25 g	8箇所	
		いな	220 kg	200 g		
		うなぎ	150 kg	50 g		
		いわ	40 kg	40 g	8箇所	(1箇所10㎡以上)
		うなぎ	40 kg	25 g		
		いな	40 kg	25 g		
		うなぎ	40 kg	25 g		
		いな	220 kg	200 g	5箇所	
		うなぎ	150 kg	50 g		
		いわ	40 kg	40 g	6箇所	(1箇所10㎡以上)
府中市府中町二丁目 25番地 多摩川漁業協同組合	内共第5号	あゆ	40 kg	25 g		
		にじます	1,000 kg	80 g		
		やまめ	85 kg	1,700 g		
		いわ	175 kg	100 g		
		うなぎ	15,000 粒	2 g		
八王子市上恩方町 1353番地 恩方漁業協同組合	内共第5号	いな	80 kg	200 g	4箇所	
		うなぎ			10箇所	(1箇所10㎡以上)
		いわ	20 kg	40 g	5箇所	(1箇所10㎡以上)

漁業種別の住所及び名称	免許番号	魚種	放流量	一尾当たりの重量	産卵場造成	備考
西多摩郡奥多摩町 川野529番地 小河内漁業協同組合	内共第9号	にじます	350 kg	100 g		
		やまめ	125 kg	100 g		
		いわ	10,000 尾	2 g		
江戸川区江戸川 四丁目16番地36 東京東部漁業協同組合	内共第10号	いわ	125 kg	150 g		
		うなぎ	10,000 尾	2 g		
		いわ	40 kg	150 g		
内共第11号	うなぎ	いわ	10,000 尾	2 g	1箇所	(1箇所10㎡以上)
		やまめ	10,000 尾	2 g		
		いわ	10,000 尾	2 g		
内共第15号	いわ	いわ	10,000 尾	2 g		
		やまめ	10,000 尾	2 g		
		いわ	10,000 尾	2 g		
内共第6号	いな	いな	0 尾	25 g		産卵場造成1箇所
		うなぎ	500 kg	25 g		
		いな	20 kg	25 g		
内共第11号	うなぎ	いな	0 尾	25 g		産卵場造成4箇所
		うなぎ	1,400 kg	25 g		
		うなぎ	60 kg	25 g		

注 このについては、コナヘルベシカリス種類の主人延防止のため東京都内水面漁場管理委員会が発動した委員会指示(委員会指示第1号)に従い、種苗放流に係る指示は行わないこととする。



	大江戸線	大江戸線	新宿線	
	各駅	(内)光が丘駅 〓両国駅(外) 徒町駅 光が丘駅 〓新御	各駅	
	大門駅	蔵前駅	馬喰横山 橋駅・東日本	
	浅草線	浅草線	浅草線	
	鬼怒川線	宇都宮線	日光線	桐生線
	大谷向駅〓新藤原駅	野州平川駅〓東武宇都宮駅	杉戸高野台駅〓東武日光駅	三枚橋駅〓赤城駅
				成島駅〓西小泉駅、竜舞駅



浅草線	三田線	大江戸線	大江戸線	新宿線	三田線	大江戸線	浅草線	浅草線	浅草線	浅草線	浅草線	浅草線	浅草線
各駅	各駅	大門駅、光が丘駅、西新宿五丁目駅、目黒駅、国立競技場駅、森下駅	(外) 新宿駅、大門駅、光が丘駅、西新宿五丁目駅	各駅	各駅	(外) 森下駅、代々木駅(内) 大門駅、都庁前駅、光が丘駅、西新宿五丁目駅	各駅	各駅	各駅	各駅	各駅	各駅	各駅
五反田駅	目黒駅	代々木駅	新宿駅	巢鴨駅	両国駅	東日本橋駅・馬喰町駅	五反田駅・品川駅	五反田駅	新橋駅	新橋駅	浅草橋駅		
山手線(外)	山手線(外)	山手線(外)	山手線(外)	山手線(外)	山手線(内)	総武線	山手線・横須賀線	山手線(内)	横須賀線	山手線(内)	総武線		
							東京駅	秋葉原駅	東京駅	秋葉原駅			
							総武線	総武線	総武線	総武線			
						池袋駅	亀戸駅						
				越生線	東上線	日光線	野田線	大師線	亀戸線	伊勢崎線	日光線	野田線	大師線
				一本松駅、越生駅	池袋駅、寄居駅	杉戸高野台駅、新栃木駅	大宮駅、船橋駅	大師前駅	小村井駅、亀戸駅	浅草駅、館林駅、押上駅	杉戸高野台駅、新栃木駅	大宮駅、船橋駅	大師前駅

附則

この規程は、平成三十一年三月十六日から施行する。

公 告

認定特定非営利活動法人の代表者の氏名の変  
更の届出について

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第五十三  
条第一項に規定する代表者の氏名の変更の届出があつたの  
で、同法第五十三条第二項及び特定非営利活動促進法施行  
条例の施行に関する規則（平成十年東京都規則第二百四十  
三号）第二十二條の三の規定により、次のとおり公告する。

平成三十一年三月十一日

東京都知事 小 池 百合子

一 名称

特定非営利活動法人HANDS

二 代表者の氏名

横田 雅史

三 主たる事務所の所在地

東京都台東区東上野一丁目二十番六号 丸幸ビル三階

一 名称

特定非営利活動法人日本NPOセンター

二 代表者の氏名

萩原 なつ子

三 主たる事務所の所在地

東京都千代田区大手町二丁目二番一号 新大手町ビル

二四五

一 名称

特定非営利活動法人プレーパークせたがや

二 代表者の氏名

登坂 真人

三 主たる事務所の所在地

東京都世田谷区桜一丁目三十一番二十三号 K邸B棟

一 名称

特定非営利活動法人チャイルドライン支援センター

二 代表者の氏名

松江 比佐子、梅澤 元彦

三 主たる事務所の所在地

東京都新宿区住吉町八番五号 曙橋コーポ二階

一 名称

特定非営利活動法人JBC・CSR基金

二 代表者の氏名

分林 保弘

三 主たる事務所の所在地

東京都中央区銀座七丁目四番十二号 ぎょうせいビル  
八階

一 名称

特定非営利活動法人TAMA音楽フォーラム

二 代表者の氏名

岡山 芳子

三 主たる事務所の所在地

東京都町田市東玉川学園一丁目六番二十号

平成三十一年二級建築士試験及び木造建築士

試験の実施について

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第十三條の規  
定に基づき、平成三十一年二級建築士試験及び木造建築士  
試験を次のとおり実施する。

なお、試験に関する事務は、建築士法第十五條の六第一  
項の規定に基づき指定した公益財団法人建築技術教育普及  
センターに行わせる。

平成三十一年三月十一日

東京都知事 小 池 百合子

一 試験実施の期日及び時間

(一) 学科の試験

ア 二級建築士

平成三十一年七月七日（日曜日）

午前十時から午後五時十分まで

イ 木造建築士

平成三十一年七月二十八日（日曜日）

午前十時から午後五時十分まで

(二) 設計製図の試験

ア 二級建築士

平成三十一年九月十五日（日曜日）

午前十一時から午後四時まで

イ 木造建築士

平成三十一年十月十三日（日曜日）

午前十一時から午後四時まで

二 試験実施の場所

(一) 学科の試験

ア 二級建築士

拓殖大学 文京区小日向三丁目四番十四号

立教大学 豊島区西池袋三丁目三十四番一号

東京大学 目黒区駒場三丁目八番一号

イ 木造建築士

拓殖大学 文京区小日向三丁目四番十四号

(二) 設計製図の試験

ア 二級建築士

東京大学 目黒区駒場三丁目八番一号

東京電機大学 足立区千住旭町五番

イ 木造建築士

中央大学 文京区春日一丁目十三番二十七号

三 受験申込手続

(一) 郵送による受験申込み

郵送による受験申込みについては、次のいずれかに該当する者に限り行うことができる。

ア 過去に二級建築士試験及び木造建築士試験の受験をしたことがある者のうち、二級建築士試験及び木造建築士試験の受験票又は合否の通知書を貼付できる者

イ 離島等で直接申込みができない等やむを得ない事情がある場合で、勤務先の証明書又は住民票を添付できる者

(ア) 受験申込受付期間

平成三十一年四月一日(月曜日)から同月十五日(月曜日)まで

(イ) 受験申込方法及び郵送

次の宛先(締切日の消印のあるものまで有効)

に必ず簡易書留で郵送すること。

郵便番号 一〇二一〇〇九四

千代田区紀尾井町三番六号紀尾井町パークビル

公益財団法人建築技術教育普及センター 本部

(二) インターネットによる受験申込み

インターネットによる受験申込みについては、平成十六年以降に二級建築士試験及び木造建築士試験の受験申込みをした者のうち、試験の申込みに必要な個人情報情報の使用について、あらかじめ承諾をしている者に限り行うことができる。

ア 受験申込受付期間及び受付時間

平成三十一年四月八日(月曜日)から同月十五日(月曜日)まで

受付開始日の午前十時から受付終了日の午後四時まで

イ 受験申込方法

公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ(<http://www.jaic.or.jp>)において、必要な事項を入力し申し込むこと。

(三) 受付場所における受験申込み

過去に二級建築士試験及び木造建築士試験を受験したことがない者(過去に受験した二級建築士試験及び木造建築士試験の受験票又は合否の通知書を貼付できない者を含む。)は、必ず受付場所における受験申込みを行うこと。また、受付場所における受験申込みについては、(一)又は(二)による受験申込みができなかった者も行うことができる。

ア 受験申込受付期間及び受付時間

平成三十一年四月十八日(木曜日)から同月二十

二日(月曜日)まで

午前十時から午後五時まで

イ 受験申込受付場所

一般社団法人東京建築士会 中央区日本橋富沢町十一番一号 富沢町一一一ビル五階

ウ 受験申込方法

受験申込書を上記イの受付場所に申込者本人が直接提出すること。

四 「学科の試験」の免除の申請

「学科の試験」の免除の申請は、平成二十九年若しくは平成三十年の試験(他の都道府県知事が行ったものを含む。)の「学科の試験」の合格通知書又は平成二十九年若しくは平成三十年の「設計製図の試験」の不合格の通知書で平成三十一年の「学科の試験」が免除できる旨記載されたものを貼付することにより行う。

五 受験票の交付

受験票(受験番号、試験場等を明記したもの)については、原則として平成三十一年六月十四日(金曜日)(予定)に受験有資格者宛てに発送する。

六 合格者の発表

平成三十一年十二月五日(木曜日)(予定)なお、「学科の試験」については、二級建築士を平成三十一年八月二十七日(火曜日)(予定)に、木造建築士を同年九月十日(火曜日)(予定)に発表する。

七 合否の通知

合格者に合格した旨を、不合格者に不合格の旨及び成績を通知する。



八 合否判定基準の公表

合格者の発表の際に、知事の決定した合否判定基準を公益財団法人建築技術教育普及センター関東支部等に掲示する。

九 その他

(一) 「設計製図の試験」の課題は、平成三十一年六月十二日(水曜日)(予定)から公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ (<http://www.jaetc.or.jp/>) において公表する。

(二) 受験に際し、身体に障害があるため特に何らかの措置を希望する者は、あらかじめ受験申込時にその旨を申し出ること。

建設業の許可の取消処分の公告について

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定による処分をしたので、同法第二十九条の五第一項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成三十一年三月十一日

東京都知事 小 池 百合子

一 処分した年月日

平成三十一年二月二十一日

二 被処分者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

有限会社山建管工業

練馬区南田中二丁目二十番三十五号

亀山 誠司

東京都知事許可(般一三十)第一二〇七三七号

三 処分の内容

建設業法第二十九条第一項第二号に基づく許可の取消し

四 処分の原因となった事実

役員が、道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)違反(無免許)により懲役七月(執行猶予三年)が確定した。このことが、建設業法第八条第十一号で規定する許可の欠格要件に該当する。

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成三十一年三月十一日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

開発区域又は工区に含まれる地域の名称

許可を受けた者の住所及び氏名

多摩市連光寺五丁目十二番十五及び同番十六  
調布市小島町二丁目四十五番地二

株式会社夢創建設

代表取締役 阿部 一樹

武蔵野市関前三丁目五百二十四番一、同番九、同番十、同番十五から同番十七まで、同番二十、同番二十一、五百二十五番一の一部、同番十、同番十一の一部、同番十二及び同番十三

西東京市芝久保町四丁目二十六番三号

株式会社東栄住宅  
代表取締役 西野 弘

西東京市北町二丁目千三百七十六番四  
武蔵野市吉祥寺本町一丁目三十一番十一号  
アグレ都市デザイン株式会社

代表取締役 大林 竜一

発行  
 東京都  
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
 号(代)

郵便番号  
 163-8001

定価

本号  
 一箇月 五〇円  
 六、六〇〇円  
 (郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社  
 東京都文京区白山一丁目十三番七  
 号  
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号  
 113-0001